## 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件(六)
Sub Title	The lése-majesté cases after the enforcement of criminal act of 1882
	(6)
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1971
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.44, No.12 (1971. 12) ,p.52- 65
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19711215-0052

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件 3

手 塚

豊

はしがき

○森田馬太郎事件 ○坂崎斌事件 ○大庭成章事件・…以上第四四卷各不敬罪事件

○下山田正道事件 ○横田永次事件 ○前島専平事件…… 以上第四四

○後藤秀一事件 ○河上伯義事件 ○伊藤金次郎事件 ○大槻貞二事

7月田平三事牛……以上前々4件……以上第四四卷九号

〇門田平三事件……以上前々号

〇山田島吉事件…… 以上前号

○田中才次郎事件 ○門野又蔵事件… 以上本号

〇 田中才次郎事件

う題で演説を行い、その内容が不敬罪に問われ、且つ学術会の名目県人田中才次郎が 学術演説会を 開き、「窮鼠却つて猫をかむ」とい明治十五年十二月十二日夜、大分県直入郡竹田町において、熊本

この模様は、翌十六年一月二十日、東京日日新聞が、次のようにで政談演説を行つた点が、集会条例違反にも問われた事件である。

熊本県野々島村の田中大次郎(二十一)は、去る十二月廿一日、報じている。(まま)

るや極まれり、それ強の弱を制するは通常の事なれど、強を討ちと云ふ鼠あり。然るに近年に至り猫政府は、人民たる鼠を圧制す鼠却つて猫をかむ」と云ふ演題にて、我国には猫政府ありて人民二三の同志と語らひ、 豊後の竹田町にて 学術演説会を開き、「窮

命を拒みたるを以て十円の罰金を申渡されたり。 がて、重禁錮一年罰金三十円監視一年を宣告せられ、尚ほ解散の指みしにぞ、其儘拘引せられしが、終に同人は竹田治安裁判所に云々と演ずる時、忽ち臨監の警官は中止解散を命ぜしを、田中は弱を助くるは天の道なれば、我輩の鼠は一日も早く猫政府を嚙みれるを担みたるを以て十円の罰金を申渡されたり。

つている。これらの記事は、いずれも田中が何罪で処罰されたかをこれとほとんど同じ記事が、同月二十九日、郵便報知新聞にも載

たいつて重禁錮」と順し、前掲東京日日の記事をそのまま引用し、 をいって重禁錮」と「十二月十二日」である。新聞記事の誤りで だときは、直ちに中止解散を命じた」と述べておられるが、この事 たときは、直ちに中止解散を命じた」と述べておられるが、この事 作が不敬罪と集会条例違反であつたことは、全く指摘されていない。 (1) 件が不敬罪と集会条例違反であつたことは、全く指摘されていない。 (1) 件が不敬罪と集会条例違反であったことは、全く指摘されていない。 (1) とが、前掲新聞記事では、その氏名が「田中大次郎」、演説会の日 なお、前掲新聞記事では、その氏名が「田中大次郎」、演説会の日 なお、前掲新聞記事では、それ である。新聞記事の誤りで され、日 にこれを弾 といつて重禁錮」と「十二月十二日」である。新聞記事の誤りで され、田中才次郎」と「十二月十二日」である。新聞記事の誤りで され、田中才次郎」と「十二月十二日」である。新聞記事の誤りで が「十二月二十一日」となつているが、後掲判決書草稿では、それ が「十二月二十一日」となっているが、後掲判決書草稿では、それ が「十二月二十一日」となっているが、後掲判決書草稿では、それ が「十二月二十一日」となっているが、後掲判決書草稿では、それ が「十二月二十一日」となっているが、後掲判決書草稿では、それ が「十二月二十一日」となっているが、後掲判決書草稿では、それ が「十二月二十一日」となっているが、後掲判決書草稿では、それ が「十二月二十一日」となっているが、後掲判決書草稿では、それ が「十二月二十一日」となっているが、後掲判決書草稿では、それ が「十二月二十一日」となっているが、後掲判決書草稿では、それ が「十二月二十一日」となっているが、である。新聞記事の誤りで され、「田中才次郎」と「十二月十二日」である。新聞記事の誤りで あるう。

田中の演題「窮鼠却つて猫をかむ」の格言は、自由民権運動に対する政府のつよい弾圧と、それに反撥する民間有志の動向を風刺する政府のつよい弾圧と、それに反撥する民間有志の動向を風刺する政府のつよい弾圧と、それに反撥する民間有志の動向を風刺する政府のつよい弾圧と、それに反撥する民間有志の動向を風刺する政府のつよい弾圧と、それに反撥する民間有志の動向を風刺する政府のつよい弾圧とであった。それがためか、その頃の演説会での熊本県土族神足隼彦の演題など、すべて「窮鼠却つて猫を咬での熊本県土族神足隼彦の演題など、すべて「窮鼠却つて猫を咬での熊本県土族神足隼彦の演題など、すべて「窮鼠却つて猫を咬がの熊本県土族神足単彦の演題など、すべて「窮鼠却つて猫を咬がの熊本県土族神足単彦の演題など、すべて「窮鼠却つて猫を攻の点が、なぜ処罰されたかわからないが、後掲判決書草稿による々の点が、なぜ処罰されたかわからないが、後掲判決書草稿によるを、次のような個所が、不敬の所為とみなされたのである。と、次のような個所が、不敬の所為とみなされたのであると、次のような個所が、不敬の所為とみなされたのであると、次のような個所が、不敬の所為とみなされたのである。と、次のような個所が、不敬の所為とみなされたのである。

ルニ忍ヒズ依テ一日モ早ク其猫ノ政府ヲ仆シ朝廷ヲ殺シ自由ノ国…… 日ニ月ニ猫ノ朝廷鼠ノ人民ヲ圧制スル甚シ我輩実ニ之レヲ見

ニ遊ハントス云々

明らかにしていない。小野秀雄編「明治話題辞典」には、

「猫政府

田中は「此只是夢シ事ナルトノ由ヲ述へタル時生憎中止解散ヲ命ある(養稿判決書)。

反に問われて罰金に処せられたのである(氧稿参照者)。 政談演説を行つたことが、集会条例第一六条二項および第一○条違 りではなく、前にも一言したごとく、学術会として開いた会合で、 生に、前掲新聞記事は、田中が「十円の罰金」を併科されたのは、 また、前掲新聞記事は、田中が「十円の罰金」を併科されたのは、

事件において詳述したので、ここではくりかえさない。 事件において詳述したので、ここではくりかえさない。 事件において詳述したので、ここではくりかえさない。 事件において詳述したので、ここではくりかえさない。 事件において詳述したので、ここではくりかえさない。 事件において詳述したので、ここではくりかえさない。 事件において詳述したので、ここではくりかえさない。

田中がこの第一審判決に服罪したのか、それとも上告したのか、

その辺の事情は不明である

(9) 田中は、熊本県合志郡野々島村(現在の菊池郡西合志町)の土族で、田中は、熊本県合志郡野々島村(現在の菊池郡西合志町)の土族で、田中は、熊本県合志郡野々島村(現在の菊池郡西合志町)の土族で、大田 となんらかの関係があつたのかも知れない。竹田地方郷土史家の御となんらかの関係があつたのかも知れない。竹田地方郷土史家の御となんらかの関係があつたのかも知れない。竹田地方郷土史家の御となんらかの関係があつたのかも知れない。竹田地方郷土史家の御となんらかの関係があつたのかも知れない。竹田地方郷土史家の御となんらかの関係があつたのかも知れない。竹田地方郷土史家の御となんらかの関係があつたのかも知れない。竹田地方郷土史家の御となんらかの関係があつたのかも知れない。竹田地方郷土史家の御となんらかの関係があつたのかも知れない。竹田地方郷土史家の御となんらかの関係があったのかも知れない。竹田地方郷土史家の御となんらかの関係があつたのかも知れない。竹田地方郷土史家の御となんらかの関係があつたのかも知れない。竹田地方郷土史家の御となんらかの関係があったのかも知れない。竹田地方郷土史家の御となんらかの関係があったのかも知れない。竹田地方郷土史家の御となんらいの関係があった。

- 月五日」としておられるが、それは一月二十日の誤りである。 お、ここに引用されている田中事件所載の東京日日新聞を、十六年「一お、り野秀雄「新聞資料明治話題辞典」・昭和四十三年・一五四頁。な
- (2) 明治十三年七月三十日·日進新聞。
- (4) 政治集会でなくとも、警察官は監臨することができた。次の規定に(3) 明治十七年三月四日・東海新聞。

六月三日・太政官布告第二七号で一部改正追加) 集会条例(明治十三年四月五日・太政官布告第一二条、明治十五年

監臨スルコトヲ得(下略) 会スル者警察官ニ於テ治安ヲ保持スルニ必要ナリト認ムルトキハ之ニ会スル者警察官ニ於テ治安ヲ保持スルニ必要ナリト認ムルトキハ之ニ第一六条一項 学術会其他何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラス多数集

時事新報が、次のごとく報じている。格別きびしかつたようであり、その状況は、明治十五年五月二十六日・格別きびしかつたようであり、その状況は、明治十五年五月二十六日・職務補任録」上巻・五七四頁)であつたが、演説会に対する取締りは、職務補任録」上巻・五七四頁)であつたが、演説会に対する取締りに、西村亮吉(明治十二年――十九年)(「顕要

大分県にては、政談演説の取締方至極厳重にして、凡そ県下に於て該 大分県にては、政談演説の取締方至極厳重にして、凡そ県下に於て該 は、実に感し入りたるものなりと云ふ。

たものと思われる。

。

な談以外の演説会に対しても、これに準じた監視、取締りを行つてい

(5) 集会条例第一六条二項 学術会ニシテ政治ニ関スル事項ヲ講談論議

- 第一〇条(第一条ノ認可ヲ受ケスシテ(政治上の集会はすべて警察スルコトアルトキハ第十条ニ依テ処分ス
- ルオ並会長幹事及ヒ其講談論議者ハ各二円以上二拾円以下ノ罰金ニ処円以下ノ罰金若クハ十一日以上三月以下ノ禁獄ニ処シ其会席ヲ貸シタ円以下ノ罰金若クハ十一日以上三月以下ノ禁獄ニ処シ其会席ヲ貸シタの認可事項である――手塚註)集会ヲ催スモノ会主ハニ円以上三拾署の認可ヲ受ケスシテ(政治上の集会はすべて警察

ている(明治十四年十二月二十八日・太政官布告第七二号・第二条)のでない。(明治十四年十二月二十八日・太政官布告第七二号・第二条)が、この第一○条により「会席ヲ貸シタル者」として処罰されたかどうかは、明

この条の「禁獄」は、 明治十五年刑法施行後、「軽禁錮」に換刑され

- ·三〇二枚表。 (6) 明治十五年八月「官員録」・二九七枚表。明治十六年六月「官員録」
- 明治十四年十二月二十八日・太政官布告第七二号により、不敬罪と

7

四卷八号・七七頁参照)。 の量刑が併科されるのである(本稿・下山田正道事件の註4・本誌第四 集会条例違反の罪とは、刑法第一○○条の数罪俱発の例によらず、各々

- 8 本稿・大庭成章事件・本誌第四四卷七号八七頁以下参昭
- 9 田中の出生、逝去の年月日すら確認できないのは、それがためである。 していない(熊本県警察本部警察史編集係浜田久夫氏の御教示による)。 現在、西合志町々役場には、明治三十年以前の戸籍関係書類を保管
- (1) 長野潔「大分県政党史」・大正十五年・二八二頁、「大分県の百年」・ 昭和四十三年・五八頁
- 中津の郷土史家岩田英一郎氏の御教示による。その学恩を謝す。

(11)「直入郡志」・大正十二年・三六六頁

- (1) この裁判言渡書は、大分地方検察庁保管の判決書草稿(竹田治安裁 朱筆の訂正書込みである。 判所罫紙使用)である。 傍線の部分は朱筆の抹消を示し、行間の文字は
- (2) 同地検には、現在、田中事件の判決正本は保管されていない。同地 検竹田支部においても同じである。

国政ヲ汚損シ復我国ニ立反リ日ニ月ニ猫ノ朝廷鼠ノ人民ヲ圧制ス ヲ得ズト述へ其ヨリ魯国ノ国主弑害セラレシ事情ヲ説キ冥々中我

- (3) 同地検に、判決正本がなくて、このような草稿のみが保管されてい る理由はわからない。 あるいは 竹田治安裁判所が 田中事件の 判決に際 ると、 訂正の文字は、 大分始審裁判所による 書き込みという ことにな 草稿を作成、大分始審裁判所の指示をうけたのかも知れない。とす
- 録」・二〇六枚表)のいずれかである。 録」・二〇一枚表)か、または 判事補久米拙三(明治十六年五月 当時の大分始審裁判所長は判事佐伯半次(前掲司法沿革誌・七六一 竹田治安裁判所長は、 判事補汲田十寸見(明治十五年七月 「官員 「官員

(4) 本文に引用した新聞記事の伝える量刑は(本誌五二頁参照)、この判

決書草稿の修正後のそれと一致する。このことから考えると、この判決

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

て、ほぼ間違いなかろう。 書草稿の修正後の文案のものが、 竹田治安裁判所の判決正本と同じとみ

書

熊本県肥後国合志郡野々島村 無職業

中 二十年六ヶ月 才 次 郎

田

民ニ比シ猫ガ鼠ヲ圧制セハ窮鼠反テ猫ヲ嚙仆スノ手段ヲ為サ、ル 於テ窮鼠反テ猫ヲ嚙ムノ題ヲ演スルニ方リ猫ヲ朝廷ニ取リ鼠ヲ人財ヲナシ明治十五年十二月十二日夜直入郡竹田町水野吉兵衛方ニ 検察官和田義慣ハ汝ハ弁士兼舘主トナリ竹田警察署ニ学術会ノ届 汝ニ対シ検察官和田義慣ヨリ公訴セシ事件審理ヲ遂ル処

イエドモ検察官和田義慣カ提供スル巡査勝田官平ノ告発書傍聴筆 スル時生僧中止解散ヲ命セラレタル故其局ヲ結ハス云々弁護スト 題ヲ掲ケ一段一章演シ来リ此只是夢見シ事ナルトノ由ヲ述ヘント アリトスルヲ汝ニ於テハ猫ト鼠ノ夢ヲ見テ大ニ所感アリ此其故演 ル甚シ我輩実ニ之レヲ見ルニ忍ヒズ依テ鼠ノ我輩一日モ早ク其猫 后皇太子ニ対シ不敬ノ所為アルモノハ三月以上五年以下ノ重禁錮 コト確乎明瞭ナリトス之レヲ法律ニ照スニ刑法第百十七条天皇三 記等ニ拠レハ汝ガ集会条例ニ違反シタル事ト皇室ニ対スル罪アリ ノ政府ヲ仆シ朝廷ヲ殺シ自由ノ国ニ遊ハントス云々演シタル所為

三処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ス云々同第百二十条此 三会長幹事及ヒ其講談論議者ハ各二円以上二十円以下ノ罰金ニ処 シ云々

言渡スモノ也 号布告集会条例第十六条第十条ニ依リ罰金二十円ニ処スルコトヲノ監視ニ付シ集会条例違反ノ罪ハ刑法第五条明治十四年第七十二ノ監視ニ付シ集会条例違反ノ罪ハ刑法第五条明治十四年第七十二条同第百二十条ニ依リ重禁錮一年ニ処シ罰金三十円ヲ附加シ一年右ノ通ナルヲ以テ汝之天皇ニ対スル不敬ノ所為ハ刑法第百十七

検察官和田義慣立会ニテ宣告

於竹田治安裁判所

大分軽罪裁判所

明治十五年十二月廿日

判事補 元岡 疑

日記 阿部 信義

警部補 和田

義慣

後記 判決書草稿を本稿に利用できたのは、元大分地方検察庁検事正吉良後記 判決書草稿を本稿に利用できたのは、元大分地方検察庁検事正吉良後記 判決書草稿を本稿に利用できたのは、元大分地方検察庁検事正吉良

## 〇門野又蔵事件

条例第一三条違反に問われた事件である。政府変壊の論とみなされ、その編集長門野又蔵が、不敬罪と新聞紙誌」に連載された論説「進路ノ荊棘」の内容が、不敬に該ると共に誌」に主戦された論説「進路ノ荊棘」の内容が、不敬に該ると共に

以て告発さる」と記されている。

「は、宮武外骨氏の「明治筆禍史資料」の中に「禁獄五年の所を項に「十二月一日」文明雑誌発行禁止編輯長門野又蔵不敬罪の廉をた、高梨光司氏の「大阪の民権運動」中の筆禍年表の明治十五年のた、高梨光司氏の「大阪の民権運動」中の筆禍年表の明治十五年のた、高梨光司氏の「明治筆禍史資料」の中に「禁獄五年この事件は、宮武外骨氏の「明治筆禍史資料」の中に「禁獄五年

後の部分も併せて、文明雑誌の原文から直接に引用すれば、次の通正確に且つ詳しく理解するため、判決書に引用されている文章の前決書の中に、その主要点が挙示されているが、その論旨をなお一層さて、「進路ノ荊棘」 の中で問題になつた個所は、後掲第一審判

も急進的な傾向を有したものであつた。

社会ノ外ニ放置シタルハ、習慣ニアラスシテ何ソヤ。 ラスシテ何ソヤ。往古、穢多奴隷トテ吾人同胞ノ兄弟ヲ軽蔑シテ シテ吾人ヲ専制スル所以ハ、習慣ニアラスシテ何ソヤ。 モノ多シ。君主カ無上ノ大権ヲ掌握シ、其位ヲ世々ニシ、 アラサルハナシ。其他政治上ニ於ケルモ、 為進退ヲ支配シ、禍害ノ身ニ及ハンコトヲ恐レ、苟モ之ニ違反セ 夫ノ採薪ニ於ケル、海客ノ航海ニ於ケル、千百ノ習慣アツテ其行 計リ、或ハ徨彷トシテ迂路ヲ取ル。其他漁夫ノ佃漁ニ於ケル、 詳トナシ、燈火花ヲ開クハ以テ福トナシ、或ハ汲々トシテ遁避ヲ(\*\*\*) 共ニ自由ヲ謳ヒ快楽ニ笑フノ福境ニ進ムヘシ。 起リシヲ以テ、習慣ノ衰フルニ随テ同等ノ権理ヲ恢復シ、 君主ノ位ハ習慣ニ起テ正理ニ亡フモノナリ。君主ノ権ハ古例旧慣 人ノ心思外ニ去テ復タ人間ノ行為ヲ支配セサルニ至ラン。 君主ヲ以テ至尊無上ノモノト妄信セシニ因ルノミ。 地位ニ置キ、恐惶頓首、身ヲ其使役ニ供シ、歳月ノ久シキ終ヒニ 是レ必竟往古ノ人民カ君主ヲ尊崇スルノ甚シキ、之ヲ人間以上ノ 上ノ尊栄ヲ享ケ、一ハ無下ノ軽蔑ヲ受ケ、此懸隔雲泥モ啻ナラズ、 スシテ何ソヤ。君主モ人類ナリ。穢多モ人類ナリ。 ス、而シテ其習慣ノ淵源ヲ論スルニ至テハ、妄信ノ然ラシム処ニ ト盛衰ヲ共ニスルモノナリ。之ニ反シ穢多ノ卑賤ハ、 レハ、君権モ亦随テ衰へ、忠義欽服奉体ノ如キ卑屈ナル語ハ、 へ、斎ク自由ヲ有シ、彼此人種ト権理ヲ異ニセス。然ルヲ一ハ無 習慣ノ妄信ニ縁起スル (中略) 故ニ習慣衰フ 同ク身心ヲ備 盲信ニアラ 習慣ニ由テ 妄信ニア

五七

此ノ強剛ナル習慣ニ加フルニ神罰ヲ以テシ、一人習慣ヲ破フレハ、 サ カ習慣ニ従ハシメント欲スル者ナリ。加之往古ノ社会ニ在テハ、 ル所ニシテ、父兄ハ子弟ニ己ガ習慣ヲ伝へ、且ツ他人ヲシテ己 且ツ夫レ己カ習慣ヲ推シテ他ニ及ボサントスルハ人情ノ免カレ

国家ノ民委ク其罰ヲ蒙ムルモノナリト思惟シ、習慣ヲ尊重スルコ

ユベシ、祖先ノ設立セシコトニ就テハ、其理由ヲ問フヘカラス等 ヲ維持センコトヲ勉メ、習慣ハ確実ナルベシ、習慣ハ厳ニ之ヲ用 テ、大ニ習慣古例ノ権力ヲ皇張シ、学士論客モ、ロヲ極メテ習慣 ヘキモノトシ、社会モ習慣ニ由テ、政府モ古例ニ依テ存スルヲ以 責任ト云フコトヲ知ラス、一人ノ行為ノ責ハ広ク全国民ノ連帯ス 他ニ連累セサルモノトナセドモ、古昔ノ政治ヲ語ルモノハ、有限 テハ、行為ノ責ハ撰択者ノ負担スヘキモノニシテ、所謂自暴自得 ヲ穢ス者ニハ狼酷ノ刑罰ヲ加ヘタリ。蓋シ今日、開明ノ社会ニ在 ト最モ甚シク、政府ハー身ノ思想行為ニ干与シ、風俗ヲ紊リ国体

社会ニ因襲伝下シ、各国未タ其臭気ヲ脱セサルモノノ如シ。(中略) 習慣ニ由テ立ツ者ハ増々尊栄ヲ極メタリ。而シテ其弊ヤ、今日ノ

シテ擯斥セラレサルハナク、爵位特権ノ如キ、帝王侯伯ノ如キ トシテ貴重セラレサルハナク、始興創業ヨリ出ツルモノハ、一ト ノ語ヲ以テ、万古不易ノ格言トナスニ至リ、習慣ニ生スル者ハ一

サ

ルヘカラス

ルカ、蓋シ文明ナルモノハ数多ノ元素相軋轢スルヨリ生スルモノ 4ノ元素ノ繁劇ヲ消殺シ、始興ノ隆盛ヲ防クルモノナレハ、実ニシテ、改進ハ始興ノ隆盛ナルヨリ生スルモノナリ。習慣ニシテ 諸者諸君ヨ、習慣ハ吾人ノ進路ニ横ハルノ荊棘ニアラサ

> ヲ論セン。(中略) 自由ノ友、立テオヤ、改進ノ友、荊棘ヲ掃蕩シ、習慣ヲ芟除シ、 吾人共同ノ敵ニシテ、速ニ之カ戮殺ヲ務メサルヘカラス。起オヤ、 仁人ノ面目ニアラサルナリ。請フ、是ヨリ荊棘ヲ蕩尽スルノ方便 宜シク自由幸福ノ新天地ヲ開ケ。卑々屈々習慣ニ拘泥スルハ志士

○○スルノ一途アルヲ 知ルナリ。 蓋シ 政府カ 大権ヲ有スル所以(\*\*) 習慣ノ圧制ヲ破却スルノ方便ハ何処ニ存スルカ、吾儕ハ政府ヲ 荊棘ヲ焼尽シ、 ヲ翻ヘシ、弾丸飛雨ノ修羅闘場ニ鮮血ヲ灑キ、屍ヲ積ンテ習慣ノ 改革矯正セント欲スルハ、到底空望ニ属スヘケレハ、堂々ノ正旗 治シ言論ヲ塞キ、自由ヲ奪フ政府アレハ、平和ノ手段ヲ以テ之ヲ 来レル習慣ヲ脱却シタルニモ拘ハラス、尚ホ習慣ヲ以テ社会ヲ統 ヲ永久ニ維持セント欲シ、人智ノ已ニ開発シテ人民ハ其妄信ヨリ ハ、古例旧慣アルニ由ルモノナレハ、政府ハ権力ヲ保護シテ大権 古例ノ金壁ヲ破砕シ、以テ至良至善ノ政府ヲ築カ

段ニ訴ヘテ、習慣ノ金城ヲ破リタルカ、政府ヲ顚覆シ帝王ヲ殺戮 圧制ヲ以テ事ヲ為サントセシニアラスヤ、 慣ヲ脱却セシモ、政府ハ尚ホ之ヲ久持セント欲シテ民論ヲ謝絶シ、 シ、以テ宿志ヲ達セシニアラスヤ、 カ三族会議ノ前後ニ施シタル政略ヲ見ヨ。人民早ク巳ニ積漸ノ習 ノ事蹟ヲ沈唫シテミル氏ノ吾儕ヲ欺カサルヲ知ルナリ。 へテ国会ヲ開閉シ、以テ人民ノ意志ヲ圧屈セントスルヤ、人民ハ ミル氏言ハスヤ、 政府ノ垢ハ血ヲ以テ洗フヘシト。吾儕ハ古今 英国チャレスカ古例旧慣ニ訴 而シテ人民ハ何等ノ手 仏国政府

政府ヲ培養スルノ肥料ナリ。之ヲ捨テ、又タ他ニ荊棘ヲ芟鋤スルハナキナリ。鳴呼、○○ハ圧制ヲ破フルノ鉄槌ナリ。鮮血ハ善良其他諸国ノ人民モ習慣ノ金娍ヲ破フルハ、顚覆ノ手段ニ訴ヘサル又タ政府ヲ顚覆シ君主ヲ殺戮シテ、其宿望ヲ達セシニアラスセ。

ノ道アランヤ

大阪軽罪裁判所の判決は、この論説の前半の部分は不敬罪に該り、大阪軽罪裁判所の判決は、この論説の前半の部分は、政府変壊論を雑誌に登載したとの理由で、新聞紙条後半の部分は、政府変壊論を雑誌に登載したとの理由で、新聞紙条例第一三条違反とみなしたのである(海族書参照)。 によりこの事件が摘発された日を示すものと思われる。 な ぜ な らによりこの事件が摘発された日を示すものと思われる。 な ぜ な らによりこの事件が摘発された日を示すものと思われる。 な ぜ な らによりこの事件が 
「名)後掲第一審)

於テ、智力ト腕力ヲ吝ム勿レ(毒寒)。

件を現行犯として取扱い、予審は省略したものと思われる(ITO九条)。審調書云々」の記載がみえていないことから推察すると、検事は事

道している。 並党新聞・同月二十八日・函右日報などが、その判決書を載せて報政党新聞・同月二十二日・郵便報知新聞・同月二十五日・日本立憲は判事津村一郎、立会検察官は検事補戸田荒太郎である。この裁判大阪軽罪裁判所における判決の言渡は、十六年一月十日、裁判長

ところで、この判決は法律の適用と量刑について「天皇陛下ニ対 と述べているが、(海浜書参照) 、この法律操作は、重大な錯誤を犯して と述べているが、(海浜書参照) 、この法律操作は、重大な錯誤を犯して と述べているが、(海浜書参照) いる。次の通りである。

一 不敬罪と新聞紙条例違反が併発した場合、それぞれについて 県発」の例によらない旨を定めているからである。判決は、こ 保発」の例によらない旨を定めているからである。判決は、新聞紙 全側のごとき単行刑事法の罪は、刑法第一○○条三項の「数罪 を開発した場合、それらば、明治十 の第七十二号布告の規定をみおとしたのである。

この判決の「重禁錮一年」という結論はおかしい。不敬罪と新仮りに両者を「数罪俱発」とすることが許されるとしても、

なお、門野は、検事上告後の二月十日、保釈願を提出、同月十二

明治十四年十二月二十八日・太政官が告第七十二号第二条によ三条の刑は「禁獄一月以上一年以下」であり、この「禁獄」は、を重くみるかは、裁判官の自由裁量である――新聞紙条例第一後者の罪状重しとみて同条例を適用する場合――どちらの罪状後者の罪状重しとみて同条例を適用する場合――どちらの罪状間紙条例第一三条違反の罪状を比較し、裁判官の判断において、問紙条例第一三条違反の罪状を比較し、裁判官の判断において、

以下ヲ拘留ニ処ス」を参照するとき、その「軽禁錮」を「重禁その第二条「凡禁獄及ヒ禁錮ハ十一日以上ヲ軽禁錮ニ処シ十日述べているから、同布告をみおとしたわけではないが、判事が、る。判決も「明治十四年第七十二号布告第二条ニ照シ云々」とするならば、それは「軽禁錮」の「一年」を言渡すべき筈であ

て寔に不利益な結果をもたらしたといわねばならない。

つて「軽禁錮」に換刑されているから、「一年」 の刑期を選択(5)

措置といえよう。 措置といえよう。 措置といえよう。

されると、結果的には刑が重くなることを予想していたのかも知れ述べたという (飛送場際)。 彼は、第一審判決が大審院によつて是正れているが(四一八条)、門野はその中で「原裁判ノ至当ナル旨趣」を検事が上告した場合、被告は答弁書を提出することが義務づけら

両者の刑を併科したのである(海浜書参照)。 検事上告は、岡野に対し禁錮四年罰金百円監視一年、後者については軽禁錮一年を宣告し、と同じであるが、両者を「数罪俱発」とはせず、前者については重と同じであるが、両者を「数罪俱発」とはせず、前者については重ま判所の判決を破棄し、改めて自判した。それによると、事件を罪裁判所の判決をは、上告の理由をみとめ、大阪軽明裁判所は金五十円の保釈金でそれを聴許した。

担当の津村判事が更迭された様子はみえない。これまた、その誤りだあり、それがそのまま確定した場合、関係判検事の更迭がでに述べた通りである。この門野事件の第一審判決は、前述のごすでに述べた通りである。この門野事件の第一審判決は、前述のごさいに述べた通りである。この門野事件の第一審判決は、前述のごとく、他に例をみないほどの誤りをふくむものであつたが、判決後、とく、他に例をみないほどの誤りをふくむものであつたが、判決後、とく、他に例をみないほどの誤りをふくむものであつたが、判決後、とく、他に例をみないほどの誤りをふくむものであったが、判決後、とく、他に例をみないほどの誤りをふくむものであったが、判決とおいて、法律適用というによりがあり、これまた、その誤りにはいる。

が上告審において是正されたためであろう。

言時、監獄本署に繋がれ居る元文明雑誌社の門野又造氏は、入(まま)

場の誘工者と為り居る由なるが、追々行政の処分を以て、出獄を

ら一年数カ月を経た二十年三月のことであつた。次の通りである。 と報じている。しかし、実際に特赦減刑が行われたのは、それか

特赦せらる、都合なりとか。

滋賀県近江国犬上郡東栄町

八番地北村賀夫方同居士族 重禁錮四年軽禁錮囚一年

門野 又蔵

此段及御通知候也 右之者ニ対シ特赦ノ義及上申置候処別紙写ノ通指令有之候ニ付

大阪軽罪裁判所検事

渥美 友成

同庁長 (35) 明治二十年三月十四日

大島 貞敏殿

禁錮囚門野又蔵特赦ノ儀ニ付具申ノ趣及上奏候処左ノ通リ御裁

令相成候条相当ノ手続ヲ為スヘシ

明治二十年三月十日

重禁錮四年囚門野又蔵特典ヲ以テ本刑ニ一等ヲ減ス

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

明治廿年三月三日

奉勅 内閣総理大臣伯爵 伊藤 博文

月頃の筈である。 野が重禁錮三年軽禁錮一年の刑期を終了、出獄したのは二十一年一 重禁錮四年の「一等減」は、一年の減刑であろう。とすると、門(%)

で士族、安政四年二月二日出生、事件当時、二十四歳であつた。彼の 門野又蔵は、滋賀県犬上郡彦根東栄町(現在の彦根市東栄町)の人

後藤象二郎の提唱した大同団結運動の懇親会が、大阪で開かれた際 は、出獄後も民権運動をつづけたようであり、二十一年十月十四日 には、彼も出席している。二十三年一月、彼は彦根から大阪市北区(窓)

は確めえない。大方の御教示を乞う次第である。十四年十二月、西区土佐堀通へ移つているが、その後の消息を、私十四年十二月、西区土佐堀通へ移つているが、その後の消息を、私堂島北町へ本籍を移し、つづいて同区船大工町へ転じ、さらに翌二

(1) 廃姓外骨「明治筆禍史資料」(九)・新旧時代第一年第八冊・大正十 四年・三一頁。

(2) 高梨光司「大阪の民権運動」・上方第二五号・昭和八年・一六頁。

(3) 文明雑誌第三号·二〇頁。

4 文明雑誌第三号・九頁以下、第四号・一七頁以下

5 文明雑誌第四号・一九頁

6 文明雑誌第三号・一頁——七頁。

7 文明雑誌第三号・九頁。

8 文明雑誌第四号・一四頁——一七頁

9 本稿・下山田正道事件の註8・本誌第四四巻八号・七六頁参照

本稿に利用する門野関係裁判文書は、大阪府警察本部総務課沿革誌

る。 の学恩を謝す。 同文書の 麦紙に 「明治十五年十二月十八日公訴」 とあ庁保管文書のコピー)による。同文書の復写本を提供された同室森章氏係室蔵「滋賀県士族門野又造不敬ノ処為アル一件」文書(大阪地方検察

治密偵史」・大正十五年・一五三頁以下参照)。 治密偵史」・大正十五年・一五三頁以下参照)。 お密偵史」・大正十五年・一五三頁以下参照)。 お密偵史」・大正十五年・一五三頁以下参照)。 お密偵史」・大正十五年・一五三頁以下参照)。 とのことから推測すると、門野は身柄不拘束で警察お はび検察官の取調をうけていたものと思われる。因みに、右の会合の席 はび検察官の取調をうけていたものと思われる。因みに、右の会合の席 はび検察官の取調をうけていたものと思われる。因みに、右の会合の席 はび検察官の取調をうけていたものと思われる。明治十五年十二月二十二 れた「自由平権忘年懇親会」に出席している(明治十五年十二月二十二 れた「自由平権忘年懇親会」に出席している(明治十五年十二月二十二 れた「自由平権に年懇親会」に出席している(明治十五年十二月二十二

- (1) 本稿・下山田正道事件の註4・本誌第四四巻八号・七七頁参照。(11) 本稿・森田馬太郎事件の註15・本誌第四四巻七号・七七頁参照。
- で、刑法第一一七条違反と新聞紙条例第一三条違反が併発した場合、軽一で、刑法第一一七条違」であり、これも軽罪の主刑である(同前)。そこ一七条の刑は「重禁錮」であり、これも軽罪の主刑である(同前)。そこ 一七条の刑は「重禁錮」であるが、これは後ちに本文で(3) 新聞紙条例第一三条の刑は「禁獄」であるが、これは後ちに本文で(3) 新聞紙条例第一三条の刑は「禁獄」であるが、これは後ちに本文で(3)

罪の「数罪俱発」と考えたものと思われる。

(16) 明治十五年六月「官員録」・一八七枚表、同十六年五月「官員録」・《の刑罰名を、刑法所定のものに統一して改めたのである。(15) 明治十五年刑法の施行に際し、それ以前の刑事単行法にみられる種(

弁書ヲ原裁判所ノ書記局ニ差出ス可シ(18) 治罪法第四一八条一項(対手人ハ上告趣意書ヲ受取タル五日内ニ答(17) 本稿・坂崎斌事件の註15・本誌第四四巻七号・八四頁参照。

一九四枚表。

- 津村一郎」と記されている。 釈金五拾円差出スヘキ事 明治十六年二月十二日 大阪軽罪裁判所判事釈金五拾円差出スヘキ事 明治十六年二月十二日 大阪軽罪裁判所判事
- お、後掲鶴見由次郎事件参看。(2) 本稿・横田永次事件・本誌第四四巻八号・八二頁、八三頁参照。な
- ・日文を。十七年月不詳「官員録」・一九○枚表、明治十八年八月「官員録」・上二十七年月不詳「官員録」・一九○枚表、明治十八年八月「官員録」・上二十七年月不詳「官員録」・一九○枚表、明治十八年八月「官員録」・本誌第四四巻八号・七八頁。
- 十四年九月二十日・大政官達第八一号・監獄則第二九条)。 いわば 工場守ル者」から選ばれ「工場ニ在テ服役者ヲ勧誘」する役であつた(明治(3)「誘工者」は、囚人役付の職名であり、それは「在監人中能ク獄則ヲ

**序スルノ所為アルヲ許サス」(同前)とされている。 務ヲ継続セシムル」ことを許さず、また「私ニ在監人ヲ使役シ若クハ凌の現場監督である。その弊害をのぞくため、誘工者は「六箇月以上其用** 

ヨリ犯人ノ情況ヲ具シ司法卿ニ申立ルコトヲ得第四七七条(特赦ハ刑ノ言渡確定シタル後何時ニテモ検察官又ハ監獄長(独) 検察官が特赦を申請する場合は、治罪法の次の規定による。

(第二項 略)

ニだフ判所の検察官ニ特赦状ヲ送致ス可シ此場合ニ於テハ第四七六条ノ規則判所の検察官ニ特赦状ヲ送致ス可シ此場合ニ於テハ第四七六条ノ規則第四八○条 特赦ノ裁可アリタル時ハ司法卿ヨリ其書類ニ意見書ヲ添へ上奏スヘシ

第四七六条 (第一項 略)

判言渡書ニ記入ス可シ又刑ノ言渡ヲ為シタル裁判所ニ謄本ヲ送致シ其裁判所ニ於テハ之ヲ裁検事ハ裁可状ノ謄本ヲ願人ニ下付ス可シ

- (前掲司法沿革誌・六五一頁)。(2) 大島は、大阪始審裁判所長(十九年七月――二十三年十月)である
- 用されたものと思われる。 ていない。刑法上の「加減例」の規定である次の第七○条がおそらく準ていない。刑法上の「加減例」の規定である次の第七○条がおそらく準.26) 特赦の場合の「何等減」に関する規定は、刑法にも治罪法にもみえ

とすると、特赦の場合、宣言された刑の四分の一を減ずるのが「一等金額ノ四分ノ一ヲ減スルヲ以テ一等ト為シ云々(下略)第七〇条 禁錮罰金ニ該ル者減軽ス可キ時ハ各本条ニ記載シタル刑期

- 27) 彦根市役所の除籍謄本による。
- (3) 前掲自由党史・下巻・三七○頁。ここに「大阪府」「門野又三」とあるのは、門野又蔵のことと思われる。

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

- (29) 註26に同じ。
- (30) 大阪市北区役所の除籍謄本による。
- (31) 大阪市西区役所は、明治三十二年の火災のため、それ以前の記録をそれがためである。

謄本のコピーがふくまれている。次の判決書は、それによる。10・参照)の中には、大阪軽罪裁判所判決正本のコピー、大審院判決註 大阪府警本部沿革誌係室所蔵の前掲門野一件文書(本誌六一頁註

## 裁判言渡書

田村駒吉方寄留滋賀県士族大阪府西区江戸堀南通弐丁目

被告

門野

会ノ上言渡ス

郎

武田 揆

宣

大阪府西区江戸堀南通三丁目

田村駒吉方寄留

滋賀県士族

門野

明治十六年一月

却スルノ方便ハ何処ニ存スル吾儕ハ政府ヲ○○スルノ一途アルヲョリ荊棘ヲ蕩尽スルノ方便ヲ論セン云々然レハ則習償ノ圧制ヲ破

ケ卑々屈々習慣ニ拘泥スルハ志士仁人ノ面目ニ非サルナリ乞フ是 改進ノ友荊棘ヲ掃蕩シ習慣ヲ芟除シ宜シク自由幸福ノ新天地ヲ開 敵ニシテ速ニ之カ戮殺ヲ務メサル可カラス起テヤ自由ノ友立テヤ

(\*\*\*) 知ルナリ又他ニ荊棘ヲ芟鋤スルノ道アランヤト掲載シ顯覆ノ二字

**シ騒乱ヲ煽起セントシタルモノトシ之レヲ刑法第百十七条同第百** 皇陛下ニ対スル不敬ノ文詞ヲ登記シ且政府ヲ変壊スルノ論ヲ書載 ル同雑誌第二号以下ニ記載シタル進路ノ荊棘ト題セル論説中ニ天 被告ハ文明雑誌ノ編輯長タル時明治十五年十月十日以後発兑シタ 右又蔵カ被告事件ニ対シ明治十六年一月十日大阪軽罪裁判所於テ

刑法第百十七条第百二十条及新聞紙条例第十三条トヲ併科スヘク 事補戸田荒太郎ハ上告ヲ為シタリ其要領ハ被告カ所為ニ対シテハ ヒ重禁錮一年ニ処スト言渡シタル裁判ヲ不当ナリトシ同裁判所検 テ刑法第百条第三項ニ照シ新聞紙条例ニ違反シタル一ノ行為ニ従 二条ニ照シ処断スヘキモノニシテ即チ二罪併発シタル者ナルヲ以

二十条ト新聞紙条例第十三条ニ依リ明治十四年第七十二号布告第

且新聞紙条例違反ノ罪ハ明治十四年第七十二号公布第二条ニ従と

素ノ繁劇ヲ消殺シ始與ノ隆盛ヲ妨クルモノアレハ実ニ吾人共同ノ ニシテ改進ハ始興ノ隆盛ナルヨリ生スルモノナリ習慣ニシテ此元 ラサルカ蓋文明ナル者ハ数多ノ元素ノ相軋轢スルヨリ生スルモノ 久シキ終ヒニ君主ヲ以テ至尊無上ノモノト妄信セシニ因ルノミ云 シキ之ヲ人間以上ノ地位ニ置キ恐惶頓首身ヲ其使役ニ供シ歳月ノ 同論文中ニ嗚呼読者諸君ヨ習慣ハ吾人ノ進路ニ横ハルノ荊棘ニア 々ト掲載シタルハ即天皇陛下ニ対スル不敬ノ所為ナリト断定ス又

召明治十六年一月十日大阪軽罪裁判所ニ於テ検事補戸田荒太郎立

第二条ニ照シ処断ス可キ者ニシテ即二罪併発シタル者ナルヲ以テ

ルノ行為ハ新聞紙条例第十三条ニ依リ明治十四年第七十二号布告

刑法第百条第三項ニ照シ新聞紙条例ニ違反シタル一ノ行為ニ従ヒ

処断ス可キ者又政府ヲ変壊スルノ論ヲ載セ騒乱ヲ煽起セントシタ 天皇陛下ニ対スル不敬ノ所為ハ刑法第百十七条第百二十条ニ照シ 個ノ事実ハ文明雑誌第二第三第四号ノ文詞ニ依リ明確ナリトス右 ヲ変壊スルノ論ヲ載セ騒乱ヲ煽起セントシタル者ト断定ス以上二 ニ代フルニ○○ヲ以テセシハ前後ノ文勢ニ依リ明カニシテ即政府

重禁錮一年ニ処ス

不当ノ裁判ナリト云フニ在リ 軽禁錮ニ処スヘキモノナルヲ重禁錮ニ処断シタルハ擬律錯誤アル

因テ之ヲ審按スルニ明治十四年第七十二号公布第五条法律規則ヲ 本院ニ於テ直ニ適法ノ判決アランコトヲ望ムト陳述ス 本院検事澄川拙三於テハ原検察官上告主旨ノ如ク原裁判ヲ破毀シ 対手人即被告又蔵ハ原裁判ノ至当ナル旨趣ヲ答弁セリ

罪俱ニ併科スヘキハ勿論且新聞条例違反ノ罪ハ軽禁錮ニ処スヘキ (\*\*) 他ノ法律規則乃チ新聞条例ニ該当スル罪ナレハ該公布ニ依拠シニ 留ニ処ストノ法則ノアル在テ被告カ犯罪ノ如キハ刑法ニ該ル罪ト 第二条凡禁獄及ヒ禁錮ハ十一日以上ヲ軽禁錮ニ処シ十日以下ヲ拘 犯シタル者ニハ刑法ノ再犯加重及ヒ数罪俱発ノ例ヲ用ヒス同公布

紙条例第十三条ニ依リ重禁錮一年ニ処スト言渡シタルハ法律適用 モノナリ然ルニ原裁判玆ニ出ス刑法第百条第三項ニ照シ一ノ新聞

原裁判ヲ破毀シ本院ニ於テ直ニ裁判ヲ為ス左ノ如シ ヲ誤リタル不当ノ裁判ナリトス因テ治罪法第四百二十九条ニ従ヒ

門野

右ノ理由ナルヲ以テ被告カ犯罪ノ事実ハ原判官ノ判定スル処ニ依(\*\*\*) 反ノ罪ハ明治十四年第七十二号布告第五条ニ従ヒ仍ホ所犯条例改 **鍾四年ニ処シ罰金百円ヲ附加シ一年ノ監視ニ附ス又新聞紙条例違** ニ処スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ストアルヲ適施シ重禁 ルモノハ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下 リ不敬ノ罪ハ刑法第百十七条天皇三后皇太子ニ対シ不敬ノ所為ア ノ罰金ヲ附加ス同第百二十条此章ニ記載シタル罪ヲ犯シ軽罪ノ刑

> 明治十六年第十二号公布改正新聞条例第三十七条政体ヲ変壊シ朝乱ヲ煽起セントスル者ハ禁獄一年以上三年ニ至ル迄ヲ科ス云々ト 布告新聞条例第十三条政府ヲ変壊シ国家ヲ顯覆スルノ論ヲ載セ騒(ポポメ) 明治十四年公布第七十二号布告第二条ニ照シ軽禁錮一年ヲ併科ス 照シ軽キ明治八年第百十一号公布新聞条例第十三条ヲ当行シ仍ホ 軽禁錮ニ処シ百円以上三百円以下ノ罰金ヲ附加ス云々トアルヲ比 憲ヲ紊乱セントスルノ論説ヲ記載シタル者ハ一年以上三年以下ノ 正以前ニ係ルヲ以テ刑法第三条二項ニ基ツキ明治八年第百十一号

於大審院検事澄川拙三立会宣告ス

裁判長 岡内

土師 経典

石井 忠恭

兵頭 正懿

明治十七年一月廿九日

名越 勝治

後註 門野事件当時の新聞紙条例(明治八年六月二十八日・太政官布告 正道事件の後註・本誌第四四巻八号・八一頁参照)。 年四月十六日・太政官布告第一二号)第三七条に修正されているので、 第一一一号)第一三条は、その後、あたらしい新聞紙条例(明治十六 新旧二法を対照、軽い方の前者が適用されたのである(本稿・下山田